

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道余市郡余市町

2 構造改革特別区域の名称

北のフルーツ王国よいちワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道余市郡余市町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

北海道南西部の積丹半島の基部に位置し、道都札幌市から 60km、新千歳空港から 100km の距離にあり、北は日本海に面し、他の三方は緩やかな丘陵地に囲まれ、面積は 140.59k m² で、経緯は極東が 140 度 55 分 24 秒、極西が 140 度 40 分 30 秒、極南が 43 度 06 分 12 秒、極北が 43 度 14 分 55 秒に位置している。ニセコ積丹小樽海岸国定公園の一部ともなっており、美しい景観に囲まれた海岸線や河川流域は観光価値が高く、数多くの遺跡等の文化財とともに観光資源として活用が図られている。

(2) 気候

年間平均気温は 8℃程度であるが、日中は高温で夜間は冷涼なため、1 日の寒暖の差が大きという特徴があり、これが果樹の栽培に適した気候条件となっている。降水量は年間 1,300mm 程度、降雪量は年間 10m 程度、最大積雪深は 130cm 程度である。

(3) 人口

人口は昭和 35 年をピークに減少傾向であり、この 10 年間で 3,127 人減少し、平成 27 年の国勢調査における総人口は 19,607 人である。

(4) 産業

平成 27 年の就業人口は 8,938 人で、産業別には、第 1 次産業が 16.6%、第 2 次産業が 16.7%、第 3 次産業が 66.4%となっている。第 1 次産業の就業者数は、高齢化が進み減少傾向にあるものの、基幹産業は第 1 次産業の農業であり、果樹栽培や施設野菜栽培が中心で、農業産出額は平成 27 年で 40.8 億円となっている。

(5) 地域づくり

平成 24 年 4 月、第 4 次余市町総合計画を策定し、「住みよく安心して暮らせるまちを創

る」、「多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちを創る」及び「町民と行政が連携して歩むまちを創る」の3点を目標として掲げ、町民と行政が手を携えながらまちづくりを進めている。

(6) 規制の特例措置を講じる必要性

余市町は明治8年に開拓使から配られたりんごの苗木が、明治12年に見事に実を付けて以来、大正元年には東北帝国大学（現北海道大学）の余市果樹園が設置されるなど北海道の果樹生産の拠点として発展してきた。ぶどうの栽培もりんごと同じ頃より始まったが本格的には大正10年頃からであり、以来、りんご、ぶどう、なしは余市町の果樹生産の中核となっている。

醸造用ぶどうは昭和45年頃より国営の事業として植栽がはじまり、様々な品種の植栽試験などが進められる中、昭和56年には北海道の奨励品種として決定されるなどにより、栽培農家も増加をしてきている。とりわけ、そのぶどうの品質の良さから道内外のワインメーカーからも注目を浴びている。

そうした中、生産者自らがワインの製造、販売を行う事で地産ワインとしての新たな経営展開を図り、地域農業の振興を図ろうとする動きが農業者の中に広がってきている。

これらの農業者の取組みを支援し、新たな特産品と地域ブランドの創出、強いては農業振興のために、規制の特例措置を活用し、初期投資の少ない小規模な施設で酒類の製造、販売が可能となるような条件整備を図る必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

現在、余市町には自家生産を行っているワイナリーが13箇所ある。うち3箇所は特例措置により特産酒類の製造免許を取得している。また、醸造用ぶどうを生産している農業者は55戸（うち醸造用ぶどうの専業農業者は17戸）にのぼり、余市町における果樹生産農業者の1割9分に及ぶ。さらに、作付面積は全樹園地の2割2分に達しており、年々増加の傾向にある。余市町は、果樹の生産に適した気候条件を有することから、高品質な醸造用ぶどうの生産に適しており、これを用いて醸造されるワインの評価も高い。規制の特例措置の活用により、ワイン製造に参入しやすくすることで、ワイン産地として町の活性化が図られている。

また、地域内で生産されたりんご等の特産果実を用いた果実酒及びリキュールの製造も可能となったことで、これらの生食用以外への用途幅が広がりを見せるとともに、特産であるトマト等の野菜も、生産量が多く、これまで生食用やジュースとして生産・加工されてきたが、リキュール製造が可能となることで、果実同様に用途幅の広がりや、高付加価値化が図られ農業収入の増加及び総合的な果樹等の産地としての強化が見込まれる。

これらの取組みを進めることにより、担い手や後継者不足、さらには、高齢化に起因する耕作放棄地（未耕作地）増加などの課題解消の一助とする。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回の特例措置を活用することにより、地域の特産農産物を用いた果実酒及びリキュールの製造が比較的小規模施設で可能となる。自家製ワイン等の製造、販売による経営改善を目指す農業者が酒類製造に参入しやすくなり、新たな農業経営の発展が見込まれる。

高品質な果樹産地の条件を生かし、事業者が独自性を発揮できるワイン産地としての地位を確立する事で、果樹の生産振興、就農者の確保及び農地の流動化による地域農業の振興を図り、もって全町的な地域経済の活性化を図ることを目的とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域特産品の開発及びブランド化等の加工品の販売による収入増加と知名度アップ

余市町はワインの産地としてワイン関係者からの関心が寄せられており、ワインの生産者や生産量が増加することで、余市町の特産品としての認知度が高まるとともに、複数の生産者がそれぞれ特色のあるワインを製造することで消費者の多様なニーズにも応えることが可能となるなど、町内外におけるワイン関連産業を活性化させることで、ワインの産地余市町としてのブランド化が図られる。

また、リキュール製造も行うことにより、本町特産物の多様な酒を提供することができ、地域ブランドのさらなる充実を図ることができる。

【特産酒類の製造に関する実績及び目標】

区分	2020年度 (実績)	2022年度	2024年度
特産酒類製造事業者数	4件	5件	6件
果実酒製造量	16k l	18k l	20k l
リキュール製造量	0k l	2k l	3k l

【特定農業者による特定酒類の製造に関する実績及び目標】

区分	2020年度 (実績)	2022年度	2024年度
特定農業者による特定酒類の製造事業者数	0	1	2
特定酒類製造量	0k l	0.5k l	1k l

(2) 果樹産地の再構築による農業振興

生食用と比較して省力栽培が可能な醸造用ぶどうの生産が拡大することで、経営規模の拡大等が図れるとともに、農閑期にワイン醸造作業を行うため労働力の分散にも繋がるた

め、経営の改善が図られる。また、ぶどう以外の食材も果実酒やリキュールの原料に用いることで、規格外品の有効利用が可能になるとともに、高付加価値化による農業収益の増加が見込まれる。

(3) 交流人口の増加等による地域の活性化

ワイン用ぶどうの栽培や仕込み体験等の実施やワイナリーめぐり等の新メニューが加わることにより、新たな客層の誘致や都市農村交流の拡大が図られ、これまで気づかなかった地域の資源を再認識し、潜在的な地域のポテンシャルを効果的に顕在化させることで、新しい地域の魅力を発見することにつながる。

これらの効果を高めるため、農業と他産業の連携強化を推進する。

項目	2020年度 (実績)	2022年度	2024年度
農家民宿・農業体験等 受入数	453人	900人	1,100人
観光客数	38.6万人	160.0万人	190.0万人

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 農業振興施策の推進

北海道内最大の果樹産地として、消費者ニーズの高い高品質作物の安定生産を進めるため、余市町果樹産地構造改革計画を推進し、ワイン・リキュール生産を側面から支援していく。

(2) 安全・安心な農産物の生産

消費者ニーズに応えられる安全・安心・高品質な農産物を安定して供給できる生産体制を構築するため、エコファーマー制度及び北のクリーン農産物表示制度（YES! clean）の普及と認定を促進し、減農薬による生産の拡大を図る。

【安全・安心な農業生産に関する実績及び目標】

項目	2020年度 (実績)	2022年度	2024年度
エコファーマー認定農業者	17人	17人	17人
北のクリーン農産物表示制度	5団体	5団体	6団体

(3) 担い手の確保、育成及び経営基盤の強化

余市町農業再生協議会を核に、関係機関が連携して、新規就農者及び農業後継者の確保、育成を図る。特に、I・Uターンの新規就農希望者については、就農相談から始まり研修から新規就農まで総合的に支援し、将来の地域農業の担い手を育てる。また、認定農業者等担い手に対しては、その経営改善に必要な支援を行う。

(4) 農地流動化支援・耕作放棄地の解消

担い手の育成、新規就農者の受け入れ等を積極的に行うとともに、本制度の活用により生食用と比較して省力栽培が可能な醸造用ぶどうの生産拡大を図り、農地の流動化と耕作放棄地の解消を進める。

※ 別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン、飲食店、農家民宿等）を営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

北海道余市郡余市町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒の提供を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン、飲食店、農家民宿等を営む農業者が、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として果実酒を製造する場合には、酒類製造免許にかかる最低製造数量基準を適用しないこととなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

これによって、新しい農産物加工品の創造と農家の主体的・能動的な活動の促進が図られる観点から、当該特例措置の適用が必要であると考えます。

なお、当該特例措置により酒類製造免許を受けた場合も、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本町は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特定農業者が酒税法規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特区内において生産された地域の特産物である農産物(ぶどう・りんご・なし・プルーン・梅・ブルーベリー・桜桃・もも・いちご・くり・くるみ・ラズベリー・ブラックベリー・ハスカップ・トマト・ミニトマト・プラム又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒又はリキュール(果実酒の場合、原料からくり・くるみ・トマト・ミニトマトを除く。以下同じ。)を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

北海道余市郡余市町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物(ぶどう・りんご・なし・プルーン・梅・ブルーベリー・桜桃・もも・いちご・くり・くるみ・ラズベリー・ブラックベリー・ハスカップ・トマト・ミニトマト・プラム又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本町が指定する地域の特産物(ぶどう・りんご・なし・プルーン・梅・ブルーベリー・桜桃・もも・いちご・くり・くるみ・ラズベリー・ブラックベリー・ハスカップ・トマト・ミニトマト・プラム又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引

き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、農業者の経営の多角化、新たな農産物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等地域農業の振興が図られるとともに、地域住民及び異種業者、都市住民等との連携、交流の拡大による地域の活性化にも効果が見込まれる。

なお、当該特例措置により酒類製造免許を受けた場合も、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本町は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。